



宮 崎 県 公 報

平成30年6月28日(木曜日) 第 3007 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 歳入の徴収の事務の委託…………… (こども政策課) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …………… (") 2
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (") 2
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 3
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 3

頁

公 告

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… (") 4
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人の指定… (建築住宅課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (農村整備課) 5
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5
- 入札公告 (3件) …………… 6
- 労働委員会告示
 - 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定…………… 9
- 正 誤
 - 平成30年6月14日付け県公報 (第3003号) 中…………… 9

告 示

宮崎県告示第 582号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510700190	就労支援事業所S QOL	串間市大字西方57番地1	一般社団法人ひかり	串間市東町30番地3	平成30年6月1日	就労継続支援B型
4510800198	ヒカリアのアトリエ	西都市大字南方2802番地2	一般社団法人明優会	西都市大字南方2802番地2	平成30年6月1日	就労継続支援A型
4510300819	就労継続支援B型事業所 ラ・ベルファミ延岡	延岡市平原町5丁目1492番地59	社会福祉法人真隆会	延岡市長浜町1丁目1765番地1	平成30年6月15日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 583号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

宮崎県告示第 584号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

<p>県内一円</p> <p>(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年5月20日まで</p> <p>2 森林病害虫等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容</p> <p>(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。</p> <p>(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。</p> <p>(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。</p> <p>(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。</p> <p>(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。</p> <p>(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。</p>	<p>平成30年6月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 区域及び期間</p> <p>(1) 区域 県内一円</p> <p>(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで</p> <p>2 森林病害虫等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。</p> <p>4 命令をしようとする理由 松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。</p> <hr/> <p>宮崎県告示第 586号 森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年6月28日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 区域及び期間</p> <p>(1) 区域 宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに高鍋町、新富町及び門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年5月20日まで</p> <p>2 森林病害虫等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。</p> <p>(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。</p>
<p>宮崎県告示第 585号 森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。</p>	

- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
- (4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 587号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成30年11月1日から平成30年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期間	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月8日	午前10時から正午まで	都城市沖水地区公民館	都城市全域(都城市高城町、都城市山之口町、都城市高崎町、都城市山田町を除く)
	8月8日	午後1時30分から午後3時30分まで	都城市庄内地区公民館	
	8月9日	午前10時から午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
	8月10日	午前10時から午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
	8月8日から9月28日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8月22日	午前10時から正午まで	日南市役所鶴戸支所	日南市全域
	8月22日	午後1時30分から午後3時まで	日南市下方宮農研修センター	
	8月23日	午前10時30分から	日南市北	

質量計	8月24日	午後3時まで	郷農村環境改善センター	日南市役所 日南市南郷ハートフルセンター 宮崎県計量検定所
	9月5日	午前10時から午後3時まで 午前10時30分から午後3時まで		
	8月22日から9月28日まで	午前8時30分から午後5時15分まで		
質量計	9月7日	午前11時から午後3時まで	串間市総合保健福祉センター	串間市全域
	9月7日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	9月12日	午後1時30分から午後3時30分まで	延岡市島野浦島開発総合センター	延岡市全域(延岡市北方町、延岡市北川町、延岡市北浦町を除く)
	9月13日	午前9時30分から午後5時まで	延岡市中小企業センター	
	9月14日	午前9時30分から正午まで	延岡市中小企業センター	
	9月12日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	448号	串間市大字都井字森ノ谷4953番6から同市同	旧	9.5~17.0	369.0
				新	10.2~	369.0

			大字字毛久保5374番1地先まで		39.0	
--	--	--	------------------	--	------	--

宮崎県告示第 589号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字大納字北園1109番1地先から同市同大字同字1110番2地先まで	旧	19.1～19.5	9.8
				新	26.4～33.6	9.8

宮崎県告示第 590号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字切畑6002番1地先から同市同大字同字6002番1地先まで	旧	11.2～19.0	10.7
				新	16.2～19.2	10.7

宮崎県告示第 591号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾7番1地先から同郡同町同大字同字6番1地先まで	平成30年6月28日

宮崎県告示第 592号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字都井字森ノ谷4953番6から同市同大字字毛久保5374番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年7月13日

宮崎県告示第 593号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字大納字北園1109番1地先から同市同大字同字1110番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占

用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年7月13日

宮崎県告示第 594号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年6月28日から同年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	市木串間線	串間市大字市木字切畑6002番 1 地先から同市同大字同字6002番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年7月13日

宮崎県告示第 595号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第 112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所

特定非営利活動法人宮崎文化本舗

宮崎市橘通東 3 丁目 1 番11号

2 支援業務を行う事務所の所在地

宮崎市鶴島 2 丁目 9 番 6 号みやざき N P O ハウス 201

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、日南市東郷土地改良区(日南市)から平成30年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)から平成30年4月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第4770号	中島美装	中島 正樹	宮崎県宮崎市大塚台西 1-35-12	一般	内装仕上工事業	平成30年5月17日付けで廃業した旨の届け	平成30年5月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第5668号	三樹左官工業	三樹 繁貴	宮崎県日向市中堀町 1-86	一般	左官工事業	平成30年5月10日付けで廃業した旨の届け	平成30年5月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9256号	侑ケン建設設計	今村 謙治	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池13 82-イ	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成30年5月2日付けで廃業した旨の届け	平成30年5月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 11524号	金子建設	金子 明市	宮崎県延岡市天下町 7 31	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業	平成30年5月31日付けで廃業した旨の届け	平成30年5月31日(全廃業)

						け	
宮崎県知事許可 (般-28)第 12890号	雅塗装工業	馬場 雅之	宮崎県延岡 市天下町 6 23-1	一般	塗装工事業	平成30年5月 29日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年5月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 13190号	谷中板金工業	谷中 一也	宮崎県宮崎 市大字爪生 野3913-1	一般	板金工事業	平成30年5月 30日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年5月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第 13247号	(株)キューナン ・カスタマー ズ・サービス	徳丸 武三	宮崎県宮崎 市大字赤江 2	一般	電気工事業	平成30年5月 14日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年5月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第6599号	(有)佐藤産業	佐藤 文彦	宮崎県東諸 島郡綾町大 字入野1189 -4	一般	造園工事業	平成30年5月 24日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年5月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 12050号	旭建設(株)	黒木 繁人	宮崎県日向 市向江町1 -200	一般	管工事業	平成30年5月 25日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年5月25日 (一部廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 自動体外式除細動器 73台
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年9月28日
- (4) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類で、種目が医療機器又は業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目がその他であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年7月13日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成30年6月28日から平成30年7月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成30年6月28日から平成30年7月13日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年7月30日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとす

る者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成30年7月31日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成30年8月1日 午前10時30分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 無線LAN・タブレット型情報端末一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
- (3) 納入期限 平成30年9月28日
- (4) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様明細書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契

約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年7月25日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237
- (2) 期間 平成30年6月28日から平成30年8月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様明細書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 期間 平成30年6月28日から平成30年7月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年7月25日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 提出期限 平成30年8月8日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては書留郵便に限る。期限内必着)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室
- (2) 日時 平成30年8月10日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
(1) Nature and Quantity of the Service Required : Wireless LAN・Tablet Model Information Terminal : 1 unit
(2) Bidding Deadline: 5:00 p.m. 8 August 2018
(3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL:0985-26-7237

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 850台
(2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
(3) 納入期限 平成30年9月28日
(4) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで（60月）
(5) 納入場所 仕様明細書による。
(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
ア 平成30年宮崎県告示第 330号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む）、データエントリー及びその他のものであること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年7月27日までに提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
(2) 期間 平成30年6月29日から平成30年8月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
(2) 期間 平成30年6月29日から平成30年7月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明会
入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年7月27日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
(2) 提出期限 平成30年8月9日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 宮崎県税・総務事務所入札室
(2) 日時 平成30年8月10日午前11時
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs : 850 computers

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 9 August 2018

(3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL:0985-26-7237

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第 289号) 第5条第2項の規定により、労働組合法 (昭和24年法律第 174号

) 第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲 (平成24年宮崎県労働委員会告示第3号) は、廃止する。

平成30年6月28日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

1 地方公営企業等の名称

宮崎県企業局

2 組合の名称又は表示

宮崎県公営企業労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	副局長 技監 課長 経営企画監 課長補佐 (課長不在の場合その職務を代行する者1名に限る。) 総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹 (課の特定の事務を掌理する者に限る。)
北部管理事務所	所長 副所長

4 認定年月日

平成30年6月18日

正

誤

平成30年6月14日付け県公報 (第3003号) 中

ページ	段	行	誤	正
19	左	52 ～ 53	理事 釘元信一 北諸県郡三股町大字長田215番地1	理事 釘元久義 北諸県郡三股町大字長田 218番地

--	--